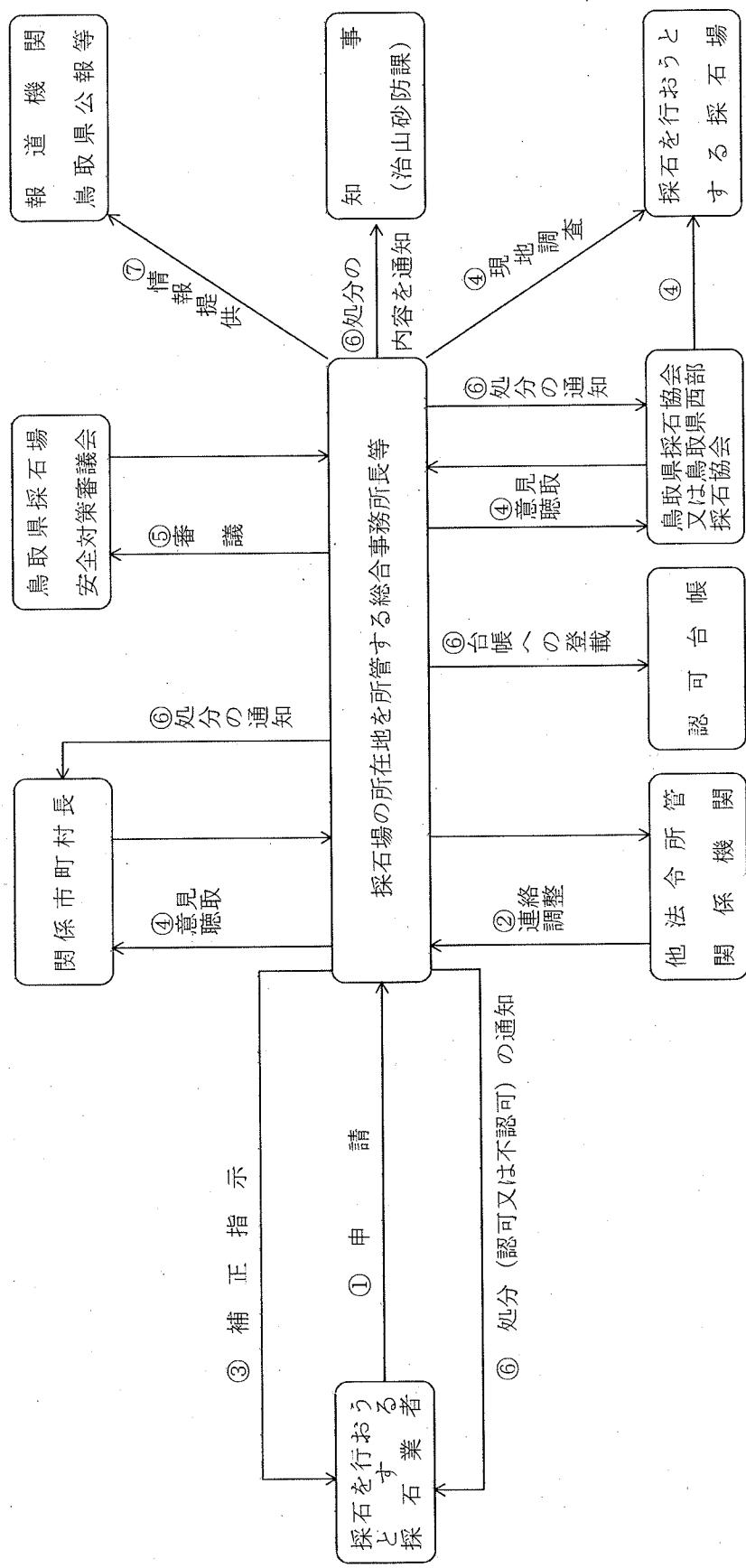
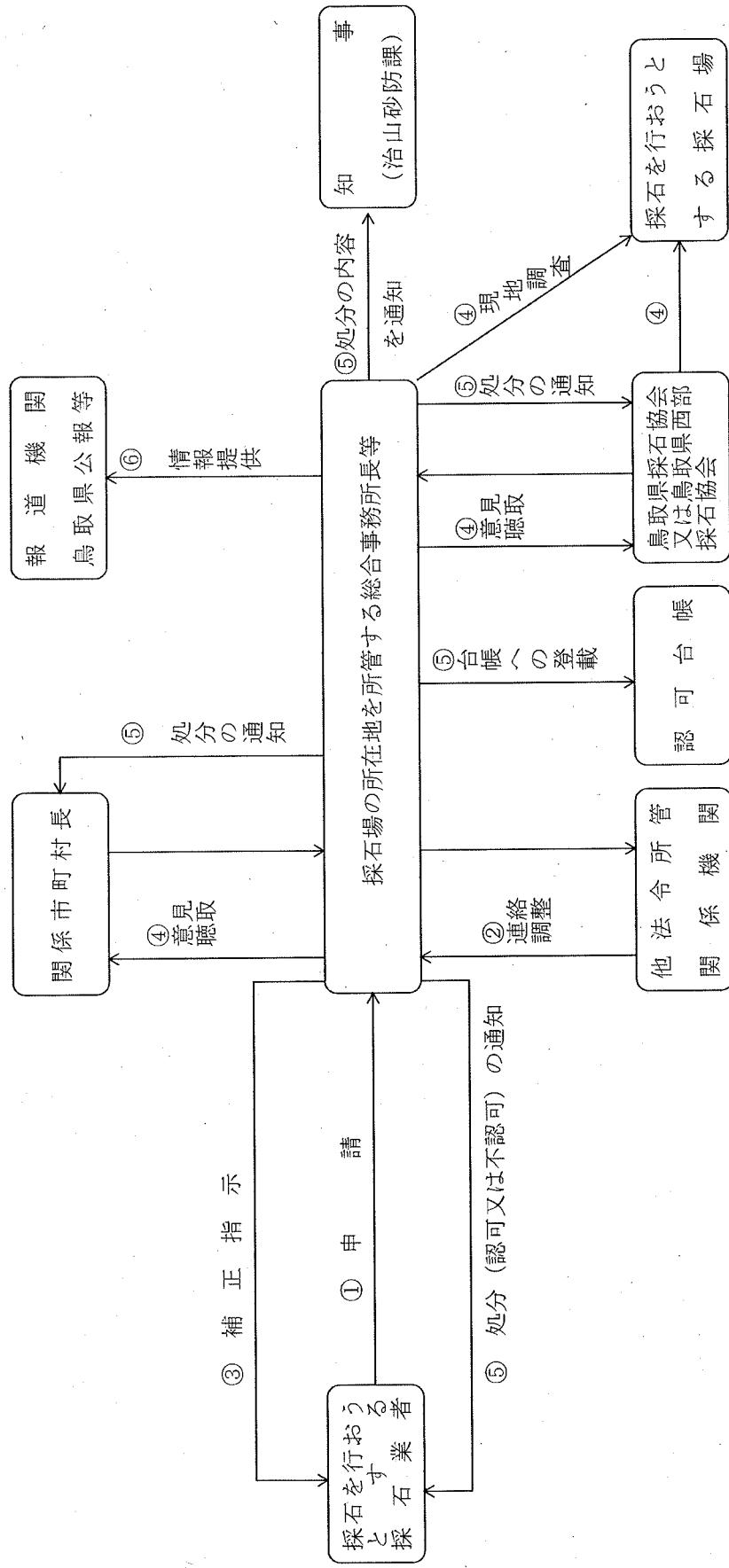


第2
1 認可申請
採石計画認可申請
(1) 条例第5条第3項各号のいずれかに該当する場合



(2) (1) 以外の場合



1 採石計画認可申請

(1) 条例第5条第3項各号のいずれかに該当する場合。

① 岩石の採取を行おうとする採石業者は、規則様式第1号に規則様式第6号から第11号までを添付するとともに、それぞれの様式に要綱第9条第2項の表に定める書類を添付し、当該申請に係る採石場の所在地を所管する総合事務所長等に提出する。申請書の提出部数は3部（正本1部、副本2部）とする。

なお、申請書及び添付書類の作成要領は次項以降の記入例による。

② 認可の申請を受けた総合事務所長等は、法、政令、省令、条例、規則、要綱で定める認可の基準に則り申請書の審査を行うとともに、他法令を所管する関係機関との連絡調整を行う。

③ ②による審査の結果、申請書に不備がある場合、必要な書類が添付されていない場合、添付書類に不備がある場合等は申請者に対して期限を付して文書により補正を指示する。

④ 総合事務所長等は、補正指示を行った資料が提出された後、法第33条の6の規定により関係市町村長の意見を聴取する。併せて、規則第5条第4項の規定により跡地保証を行った機関（鳥取県採石協会各支部又は鳥取県西部採石協会）と当該申請に係る採石場の現地調査を行い、同機関の意見を聞く。

⑤ 総合事務所長等は、鳥取県採石場安全対策審議会で審議を行う。

⑥ 総合事務所長等は、認可又は不認可の処分を行ったときは、申請者、知事（治山砂防課。以下同じ。）、④で意見を聴取した市町村長、跡地保証を行っている機関（鳥取県採石協会各支部又は鳥取県西部採石協会）にその内容を通知し、採石計画認可台帳（要綱様式第10号）に登載する。

⑦ 総合事務所長等は、⑥の処分をしたときは条例第13条に基づき、広報媒体への資料提供又は鳥取県公報等にその内容を登載する。

(2) (1) 以外の場合。

①～④は (1) ①～④による。

⑤ 総合事務所長等は、認可又は不認可の処分を行ったときは、申請者、知事、④で意見聴取を行った市町村長、跡地保証を行っている機関（鳥取県採石協会各支部又は鳥取県西部採石協会）にその内容を通知し、採石計画認可台帳（要綱様式第10号）に登載する。

⑥ 総合事務所長等は、⑤の処分をしたときは条例第13条に基づき、公報媒体への資料提供又は鳥取県公報等にその内容を登載する。

(参考)

1 この認可申請が必要なときは、要綱第10条に定める場合であり、具体的には、以下のようない場合である。

- ① 新たに採石場を開設しようとするとき
- ② 既に認可を受けている採石場において、既に受けた認可の期間が満了した後も当該土地において引き続き採石業を行おうとするとき（期間の延長が天変地異、申請者の責めに帰さない事業の休止等やむ得ないものと合理的に認められるときは変更認可で期間を延長することができる。）
- ③ 既に認可を受けている採石場において、新たに採石場の区域を拡大し、岩石の採取を行うとき（区域を拡大することにより、採石の方法、災害防止施設等が一新するとき）

2 上記1の場合のほか、岩石の採取が要綱第3条のような、規模、継続性を有しており、採取した岩石を販売若しくは他の場所において使用するときは当該採石認可申請が必要となるので、留意すること。

【鳥取県採石事務取扱要綱】

第3条 岩石を採取している者が行う行為が、次の各号いずれにも該当するときは、採石業に該当するものとする。

- (1) 営利又は非営利に関わらず、採石を事業目的とし、岩石の採取量が1,000立方メートル以上であり、かつ、当該岩石の採取が1箇月以上継続していること。
- (2) 当該岩石の採取に係る岩石を販売し、又は他の場所において使用していること。
- (3) 岩石の加工又は販売のみを行っているものでないこと。

第10条 次に掲げる場合に該当する認可計画の変更を行おうとする採石業者は、法第33条の規定に基づき採石計画の認可の申請を行うものとする。

- (1) 認可計画の変更の事項が採取の期間の延長であるときあって、当該採取の期間の延長が天変地異、申請者の責めに帰さない事業の休止等やむを得ないものと合理的に認められるものでないとき。
- (2) 認可計画の変更の事項が採取の期間以外であるときであって、当該変更が行われることにより、採石の方法、災害防止施設等が一新されるとき。

採石計画認可申請書に添付する書類

書類名	様式	備考
1 採石計画認可申請書	規則様式1号	この様式に以下の書類を添付する。
(1)位置図		採石場の区域及び掘削区域、採石場内の破碎・選別、洗浄、騒音等防止のための施設、火薬の保管場所、残土堆積場、製品の堆積場、沈砂池、沈殿池、汚泥処理施設、排水路等の各施設、作業道、公道までの搬出経路等を示すこと。
(2)見取図		採石場の区域及び掘削区域を明示すること。
(3)現況実測平面図面		当該岩石採取場の全景及び当該認可で採取を行う箇所の写真。
(4) " 横断図面に計画を記載したもの		
(5) " 縦断図面に計画を記載したもの		
(6)丈量図		
(7)公図		
(8)現況写真		
(9)採石業者登録証の写し		
(10)土地関係調書	要綱様式8号	必要な事項を記載し、以下の書類を添付すること。
(11)採石場に係る土地の登記事項証明書		申請日前3箇月以内のもの。
(12)採石場の区域に隣接する土地の登記事項要約書		申請日前3箇月以内のもの。
(13)採石場の区域内の土地における同意書・契約書・予約契約書		その土地において採石が行える旨を内容とする土地所有者及びその他当該土地に関し第三者に抵抗する権利を有する者(抵当権者等)との契約書、予約契約書または同意書。
(14)隣接土地所有者の同意書		隣接土地所有者が岩石採取を行うことを認めた内容のもの。
(15)地元公共団体等との協議書・協定書等		必要な場合
(16)関係法令調書	要綱様式9号	必要な事項を記載し、以下の書類を添付すること。
(17)許可書・認可書・申請書の写し等		処分を行った行政が発行したもの。申請書の写しにあっては、受付印が押印されたもの。
2 採石施工計画	規則様式6号	
(1)見取図に計画を記載したもの		
(2)現況平面図に計画を記載したもの		現況図面に計画を記載したもの。採取計画期間内における各年毎の採取計画を示したもの。なお、平面図には作業用道路についても示すこと。縦横断図については1に添付してあれば省略可。
(3) " 縦断図 " "		
(4) " 横断図 " "		
(5)標準断面図		
(6)プラント工程図		碎石プラントを用いる場合。
3 掘削作業計画	規則様式7号	
(1)岩石の賦存の状況を示す書類		ボーリング柱状図等。
(2)切土、盛土、埋戻の土量計算書		平均断面法により求めたもの。
(3)土堤等の構造図		規格、規模等を明記したもの。
(4)土堤等構造安定計算書		
(5)盛土の安定計算書		盛土を行う場合。
(6)隣接地の利用状況及び採石場と隣接地との関係を明らかにする図面		隣接地の利用状況に応じて辺が特定できるよう各辺を記号等を用いて示すこと。計画平面図等に記載している場合は省略可。
(7)業務管理者試験合格証の写し		管理監督を行う者のもの。
(8)災害発生時の連絡系統図		
4 岩石運搬計画	規則様式8号	
(1)国道又は県道に至るまでの搬出経路を明らかにする図面		採石場から、国道又は県道等主要な道路に至るまでの経路を示したもの。見取図等に記載している場合は省略可。
(2)洗車場の構造図		洗車場を設置する場合。
(3)道路管理者の同意書		道路法上の道路以外を使用する場合。
5 汚濁水等処理計画	規則様式9号	
(1)排水系統図		当該認可申請期間における、段階毎の排水計画を示したもの。平面図等に記載している場合は省略可。A3版に縮小したものでよい。
(2)排水施設構造図		材質、形状等を示したもの。
(3)水理計算書		
(4)汚泥の堆積場所を明らかにする図面		
(5)排水先水路等の管理者の同意書		
6 採取跡地整理計画	規則様式10号	
(1)跡地保証を行う機関が発行する保証書		保証期間、内容が分かるもの。
(2)土留施設等構造図		材質、形状等を示したもの。
(3)土留施設等構造計算書		
(4)緑化計画に係る平面図		
(5) " 横断図		計画図等に記載している場合は省略可。A3版に縮小したものでよい。
7 廃土等堆積計画	規則様式11号	
(1)堆積場の位置図		現況図面に計画を記載したもの。採取計画期間内における堆積計画を示したもの。位置図、平面図については、計画図面等に記載している場合は省略可。
(2)堆積場の平面図		
(3) " 横断図		
(4) " 縦断図		
(5) " 標準断面図		
(6)堆積場内の排水系統図		平面図等に記載されている場合は省略可。
(7)堆積場の排水施設、土留施設の構造図		材質、形状等を示したもの。
(8)水理計算書		
(9)盛土・廢石の堆積安定計算書		
(10)廃土・廢石の発生計算書		
(11)発乗物部局に提出した書類		
(12)脱水ケーキが産業廃棄物でないことの確認を受けたことを証する書面又は提出書		

規則様式第1号（第3条関係）

(記入例)

※整理番号	
※審査結果	
※受理年月日	年 月 日
※認可番号	

年 月 日

採石計画認可申請書

○○○○○○所長 ○○ ○○ 様
 郵便番号 ○○○-○○○○○
 住 所 鳥取市東町一丁目220番地
 申請者 鳥取採石 株式会社
 氏 名 代表取締役 鳥取 太郎 印
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 登録年月日及び登録番号
 平成15年4月1日 鳥取県採石登録第600号
 電話番号 (0857) ○○-○○○○○

採石法第33条の規定により、次のとおり採取計画の認可を申請します。

1 採石場の区域	所在地	八頭郡郡家町郡家100番外10筆		
	採石場の面積	100,000 m ²		
	掘削区域の面積	90,000 m ²		
	最終高低差	150 m		
	境界の明示方法	境界杭により明示する		
	区域を明示する図面	別添のとおり		
2 採取をする岩石の種類及び数量	種類	安山岩	数量	500,000 m ³ (900,000 t)
3 採取の期間	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで			
4 採石業務従事者数	10人 (うち業務管理者の資格を有する者 3人)			
5 岩石の賦存の状況	賦存の状況	表土が厚さ2~3mで存し、その下に安山岩が賦存している (別添のとおり)		
	確認方法	ボーリング調査による (別添資料添付)		
6 採取岩石の用途	コンクリート骨材、アスファルト骨材、道路路盤材			
7 採石の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項	採石施工計画	別添のとおり		
	掘削勾配を確保するための設備	掘削の開始位置、各小段毎に丁張りを設置する		
8 採石に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	掘削作業計画	別添のとおり		
	岩石運搬計画	別添のとおり		
	汚濁水等処理計画	別添のとおり		
	採取跡地整備計画	別添のとおり		
9 廃土又は廃石の堆積の方法及び脱水ケーキの処理の方法	廃土等堆積計画	別添のとおり		

(記載に当たっての注意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）に定める金額を4連符式納付書で納付し、納付済証を貼り付けること。
- 4 申請書の日付については、当該申請書を総合事務所長等に提出する日とすること。
- 5 申請者の住所、氏名又は名称については採石業者登録証又は登録事項の変更通知書と同じとすること。
- 6 登録年月日及び登録番号は採石業者登録証と同じとすること。
- 7 所在地については、採石場の所在地を記載すること。（ただし、欄に書ききれない場合は代表の地番を記載し「外〇筆」とすることができる。）
- 8 採石場の面積については、採石を行う区域（当該認可申請に係る掘削を行う区域に、採石に付随して行う破碎・選別・洗浄を行う区域、保全区域及び廃土・廃石の堆積場の区域を含めたもの）の面積とし、丈量図等で求積した面積を記載すること。
なお、採石の切り羽が存する敷地の外に碎石プラント、廃土・廃石の堆積場等を設ける場合において、これらの施設が採石の切り羽と同一の敷地であると社会通念上一体として認識されるものであれば、採石場の区域とすること。
公共の用に供する施設（道路、河川等）の敷地若しくは用地又は建物の敷地であるものは採石場の区域には含めないこと。また、その土地において採石業（当該採石を行う場所で当該採石に付随して行う岩石の破碎及び破碎した岩石の洗浄を含む。）又は砂利採取業を行っている者があるときについても、その土地は採石場の区域に含めないこと。なお、隣接して産業廃棄物処理施設等他の産業を行う者がある場合は、その管理区分を明確にし、原則として採石場の区域に含めないようにすること。
- 9 掘削区域の面積については、掘削に係る区域の面積とし、丈量図等で求積した面積を記載すること。
- 10 最終高低差については、同一断面内であって表土除去部分も含めた最終掘削面の最も低い場所と最も高い場所の高低差で最大のものについて記載すること。
- 11 境界の明示方法については、杭、ロープ、旗等による、採石場と隣接地との境界を明示する方法を記載すること。
- 12 採取をする岩石の種類及び数量は、次の事項を記載すること。
 - (1) 岩石の種類は、事前調査等で得られた結果による岩石の種類（法第2条で定められた岩石の種類）とし、通称名（真砂土等）があれば括弧書きで併記すること。
 - (2) 採取する数量は、当該申請期間において採取する岩石の数量を岩石の種類ごとに記載すること。ただし、採取する数量は岩石の賦存量、採石のための設備の能力、自然状況、採取の方法及び申請期間を考慮して過大でないこと。

なお、岩石の定義は、母岩からの成因関係が明らかであって、母岩と同一の化学的性質を有するものは、砂利（砂及び玉石を含む。）である場合を除き、岩状でなくとも（例えば「けつ岩」、「粘板岩」が風化分解して粘土状で賦存しているような場合。）岩石として取り扱う。また、玉石と岩塊の関係について、玉石とは直径 30 センチメートル以下のものをいうので、これを超える岩塊は、岩石として採石法の適用を受けるので留意すること。

- 13 採取の期間については、規則第 9 条第 4 項により決定した採取期間内とすること。（開始時期が不確定の場合、「認可の日から〇年間」としてもよい。）ただし、法令、土地所有者その他採石を行う土地に関し第三者に抵抗する権利を有する者との契約その他の事由により、採取の期間が制限されるときは、その期限までとすること。
- 14 採石業務従事者数については、当該採石場において採石に係る業務に従事する職員数（事務職員等は除く）を記載し、括弧内にそのうち業務管理者の資格を有している職員数を記載すること。
- 15 岩石の賦存の状況については、事前に確認した確認方法と確認により得られた賦存の状況を簡潔に記載すること。詳細については規則様式第 7 号（掘削作業計画）に記載するものとし、ここでは状況を簡潔に記載すること。なお、添付書類は規則様式第 7 号（掘削作業計画）に添付すること。
- 16 採取岩石の用途については、使用する用途ごとの製品名を記載すること。
- 17 採石の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項については、掘削勾配を確保するための設備を具体的に記載すること。
- 18 この様式に添付する書類は、要綱第 9 条第 2 項によるものとし、以下の要領にて作成すること。
 - (1) 区域明示のための図面については、規則第 9 条第 1 項に定められた図面とし、採石場の区域及び掘削区域、採石場内の破碎、選別、洗浄、騒音等防止のための施設、火薬の保管場所、残土堆積場、製品の堆積場、沈砂池、沈殿地、汚泥処理施設、排水路等の各施設、作業道、公道までの搬出経路等を示すこととし、作成要領は以下（8）から（13）による。
 - (2) 採石施工計画については、規則様式第 6 号に工程（表土除去、掘削、選別及び洗浄、跡地整理）ごとに作成し、使用する機械、設備その他の施設の種類及び能力、採取期間等の必要な事項を記載すること。
 - (3) 掘削作業計画については、規則様式第 7 号に掘削時の土砂崩れの防止の方法、掘削勾配、小段の設置、破碎及び選別のための施設の設置場所等の必要な事項を記載すること。
 - (4) 岩石運搬計画については、規則様式第 8 号に採石場の区域外に岩石を運搬するに当たって講すべき、粉じん、騒音、振動等による災害防止の措置等の必要な事項を記載すること。
 - (5) 汚濁水等処理計画については、規則様式第 9 号に採石により発生した汚濁水の処理方法、処理施設の措置等の必要な事項を記載すること。

- (6) 採取跡地整理計画については、規則様式第10号に採取跡地の整備の方法、緑化等の施工方法、残壁の崩壊防止の措置等の必要な事項を記載すること。
- (7) 廃土等堆積計画については、規則様式第11号に除去をした表土、廃土、廃石等の堆積の方法、堆積場の設置場所等の必要な事項を記載すること。
- (8) 採石場に係る土地の位置図は縮尺1/50,000程度とし、採石場の位置を丸で囲み赤色着色すること。採石場外に廃土堆積場、製品堆積場がある場合はその位置を丸で囲み、青色着色すること。また、それらに至る運搬経路及び搬出経路を橙色着色すること。
- (9) 採石場及びその周辺の見取図については、縮尺1/1,000から1/5,000程度とし、採石場からおよそ周辺300mの範囲内の状況を明らかにするものものとし、次の事項を記載すること。
- ① 採石場の区域を赤線で囲み、周辺の山林、主要な道路（国道、県道）、学校、家屋、農地、水路等をそれぞれ明記すること。
 - ② 切羽の位置、プラント及び事務所の位置を明記すること。
 - ③ 廃土、廃石堆積場、製品堆積場の位置を明記すること。
 - ④ 運搬経路、搬出経路及び交通整理員等の配置場所を明記すること。
 - ⑤ 発破作業における見張員の配置場所を明記すること。
 - ⑥ 標識の設置位置を明記すること。
- (10) 採石場の区域の実測平面図については、縮尺1/1,000程度とし、次の事項を記載すること。縮尺については、採石場の規模等を勘案し、各総合事務所等と協議すること。
- ① 当該申請に係る採石場の区域を赤色実線で、掘削区域を赤色破線で囲むこと。
 - ② 前回認可がある場合は、前回認可に係る採石場の区域を青色実線で、前回認可における掘削区域を青色破線で囲むこと。
 - ③ 平面図には縦断、横断の方向及び測点の位置を明記すること。
 - ④ 平面図には採石場の区域の境界杭の設置位置を明記すること。
 - ⑤ 平面図には現在の採石場内の破碎・選別、洗浄、騒音防止のための施設、火薬の保管場所、火工所、残土堆積場、製品の堆積場、沈砂池、沈殿池、汚泥処理施設、排水路、防護柵等の各施設を明記すること。
 - ⑥ 平面図には作業道、公道までの搬出経路についても明記すること。
- (11) 掘削に係る土地の実測縦断図及び実測横断面図に当該土地の計画地盤面を記載したものについては、次の事項を記載すること。
- ① 縦断図については水平縮尺を1/250、鉛直縮尺を1/500程度とし、次の事項を記載すること。縮尺については、採石場の規模等を勘案し、各総合事務所等と協議すること。
 - ア 縦断面図については、採石場の区域、防護柵等の施設、保全区域、掘削区域を明記すること。
 - イ 縦断面図については計画地盤面を記載し、当該認可における掘削を行う区域を赤色着色すること。
 - ウ 縦断図については、堀下がり採掘等の跡地を埋戻す場合は、その埋戻しの計画線を明記し、埋戻し等を行う範囲を斜線で囲むこと。
 - ② 横断図については縮尺1/100程度とし、次の事項を記載すること。縮尺については、採石場の規模等を勘案し、各総合事務所等と協議すること。

- ア 横断面図については、原則として横断方向は採掘面に対して直角とする。
- イ 測点間距離は 20 メートル以内とし、地形の変化する場所については断面を追加すること。
- ウ 横断面図については、採石場の区域、防護柵等の施設、保全区域、掘削区域を明記すること。
- エ 横断面図については採取計画地盤面を記載し、当該認可における掘削を行う区域を赤色着色すること。
- オ 横断図については、事前に行った調査により把握している表土の位置を二点破線で明記すること。
- カ 横断図については、堀下がり採掘等の跡地を埋戻す場合は、その埋戻しの計画線を明記し、埋戻し等を行う範囲を斜線で囲むこと。

(3) 縦・横断図とも当該認可申請完了以降にも採取計画がある場合は、その計画を破線で明記すること。

- (12) 採石場に係る丈量図については、次の事項を記載すること。
- ① 採石場の区域を赤色で囲み、掘削区域を赤色破線で囲むこと。
 - ② 求積は原則として三斜法、座標法、CAD (コンピューターを用いた製図システム) 又はプラニメータにより求積すること。
 - ③ 丈量図には、採石場の区域及び掘削区域の面積計算書を記載すること。(図面に書ききれない場合は別紙としてもよい。)
三斜法を用いる場合は、図面に求積補助線(数値)を記載し、その算定式及び面積を記載すること。座標法を用いる場合は、各測点の座標位置及び計算結果を記載すること。プラニメータを用いる場合は、同一測定個所について3回以上測定し、測定結果及び平均値(異常値を除外したもの)を記載すること。CADを用いて求積する場合はその旨記載すること。
 - ④ 丈量図には、地番ごとの面積計算書を記載すること。(図面に書ききれない場合は別紙としてもよい。)
 - ⑤ 採石場の区域において採取完了後の平地区域、法面区域、保安距離の区域等を明記し、それぞれの面積計算書を記載すること。(図面に書ききれない場合は別紙としてもよい。)

(13) 採石場に係る公図については、次の事項を記載すること。

- ① 公図の範囲は採石場の区域及び採石場の区域に隣接する土地の範囲を含んだものとすること。
- ② 法務局に据付られている図面と必ず同一図面とすること。
- ③ 採石場内及び隣接土地の所有者の氏名、地目及び公簿面積を記載したものであること。
- ④ 採石場の区域を赤色で囲み、掘削区域を赤色破線で囲むこと。
- ⑤ 里道は赤色、水路・池等は水色で着色すること。

(14) 現況写真については、採石場の全景を撮影したものとし、必要に応じて掘削箇所、廃土等の堆積箇所等を撮影したものを添付すること。

(15) 採石業者登録証の写しについては、採石業登録時に鳥取県知事から交付される採石業者登録証の写しを添付すること。

(16) 土地関係調書については、採石場の区域における土地及び隣接地について、要綱様式

第8号に必要な項目を記載すること。隣接地とは、土地の境界を採石場の区域の境界とした場合に、その土地に隣接した土地であり、採石場の区域の境界が土地をまたいで設定されているときには隣接地に関する記載は不要である。

- (17) 採石場に係る土地の登記事項証明書については、採石場の区域におけるすべての土地の登記事項証明書を要綱様式第8号に添付すること。

なお、登記事項証明書は申請前3箇月以内のものとし、申請時において最新のものとすること。

- (18) 採石場の隣接地に係る土地の登記事項要約書については、採石場の区域に隣接するすべての土地の登記事項要約書を要綱様式第8号に添付すること。

なお、登記事項要約書は申請前3箇月以内のものとし、申請時において最新のものとすること。

- (19) 採石場に係る土地において採石が行える旨を内容とする土地所有者その他当該土地に関し第三者に抵抗する権利を有する者等との契約書又は同意書の写しを要綱様式第8号に添付すること。

- (20) 採石場に係る土地の売買予約契約書の写しその他当該土地について採石が行える権利を取得する見込みがあることを証する書類を要綱様式第8号に添付すること。

- (21) 隣接土地所有者の同意書については、採石場の区域に隣接する土地の所有者が、その隣接地において、採石が行われることについて同意している旨を示す書面を添付すること。

- (22) 地方公共団体等との協議等が必要なときは、その協議において異議がなかったことを証する書面を添付すること。なお、地方公共団体等との協議等が必要なときは、鳥取県開発事業指導要綱（昭和60年7月12日発土第76号知事通知）において知事の同意の条件として、関係市町村長と協定書を締結することと条件が付してある場合を含む。

- (23) 採石に関し他の行政庁の許可、認可その他処分が必要なときは、要綱様式第9号の必要な項目を記載すること。なお、この様式には当該処分を行った行政庁が発行した証明書若しくは許可書、認可書、証明書、許可通知書等の写し又は当該他の行政庁に提出した許可、認可その他の処分を受けるための申請書の写しを添付すること。ただし、申請書の写しを添付する場合は当該処分庁の受付印が押印されたものを添付すること。

19 添付図面にはすべて凡例を付すこと。

20 添付書類にはすべてインデックス（見出し）を付すこと。

要綱様式第8号（第9条関係）

土地 関係 調査 書

(記入例)

番号	地目	現況目	公簿面積	実測面積	所在	在地	所有者氏名	所有または同意の別	区域内・隣接地の別	売買予約の有無	同意書の有無	土地に設定されている権利等	登記事項証明書の確認	
													登記済	未登記
1	山林	山林	5,000m ²	4,567m ²	八頭郡都家町都家字○○100番	鳥取 太郎	所有	区域内	有・無	有・無	抵当権		登記済	
2	山林	山林	5,000m ²	5,678m ²	八頭郡都家町都家字○○200番	郡家 一郎	同意	区域内	有・無	有・無	採石権		未登記	
3	原野	山林	10,000m ²	12,345m ²	八頭郡都家町都家字○○300番	郡家 二郎	同意	区域内	有・無	有・無	地上権		登記済	
4	畑	山林	15,000m ²	14,567m ²	八頭郡都家町都家字○○400番	郡家 三郎	同意	区域内	有・無	有・無	採石権		登記済	
5	雜種地	山林	5,000m ²	4,678m ²	八頭郡都家町都家字○○500番	郡家 四郎	同意	区域内	有・無	有・無			登記済	
6	原野	山林	5,000m ²	6,789m ²	八頭郡都家町都家字○○600番	郡家 五郎	同意	区域内	有・無	有・無			登記済	
7	畑	山林	70,000m ²	67,890m ²	八頭郡都家町都家字○○700番	郡家 六郎 (鳥取六郎)	同意	区域内	有・無	有・無			登記済	
	合計			100,000m ²										
1	山林				八頭郡都家町都家字○○800番	鳥取 太郎	所有	隣接	有・無	有・無				
2	山林				八頭郡都家町都家字○○900番	郡家 七郎	同意	隣接	有・無	有・無				
3	山林				八頭郡都家町都家字○○110番	郡家 八郎	同意	隣接	有・無	有・無				
4	山林				八頭郡都家町都家字○○120番	郡家 九郎	同意	隣接	有・無	有・無				
5	山林				八頭郡都家町都家字○○130番	郡家 十郎	同意	隣接	有・無	有・無				
6	山林				八頭郡都家町都家字○○140番	郡家 士郎	同意	隣接	有・無	有・無				

(記載に当たっての注意事項)

- 1 この様式には、採石場の区域に存しているすべての土地及び採石場に隣接している土地について記載すること。なお、隣接する土地とは、土地の境界を採石場の区域の境界とした場合に、その土地に隣接した土地であり、採石場の区域の境界が土地をまたいで設定されているときには隣接地に関する記載は不要である。
- 2 地目の欄については、登記事項証明書に登載されている地目を記載すること。なお、この欄については、採石場の区域に存する土地のみで、隣接する土地については記載しなくてもよい。
- 3 現況地目の欄については、現況の利用形態を記載すること。
- 4 公簿面積の欄については、登記事項証明書に登載されている面積を記載すること。なお、この欄については、採石場の区域に存する土地のみで、隣接する土地については記載しなくてもよい。
- 5 実測面積の欄については、丈量図等により得られた面積を記載すること。なお、この欄については、採石場の区域に存する土地のみで、隣接する土地については記載しなくてもよい。
- 6 所在地の欄については、その土地の登記事項証明書及び登記事項要約書に登載されている所在地を記載すること。
- 7 所有者氏名の欄については、その土地の登記事項証明書及び登記要約書に登載されている所有者の氏名を記載すること。相続等が発生し、実所有者が異なる場合は括弧書きで併記すること。
- 8 所有又は同意の別の欄については、その土地を申請者本人が所有しているか、又は所有者の同意を得て岩石の採取を行うのかの別を記載すること。
- 9 区域内・隣接地の別の欄については、その土地が採石場の区域内に存している土地であるか、又は採石場の区域に隣接している土地であるのかの別を記載すること。
- 10 売買予約契約の有無の欄については、売買契約を予約していることの有無を丸等で囲むこと。
- 11 同意書の有無については、当該土地について申請者が採石を行うことを所有者が同意していることを示す書面の有無を丸等で囲むこと。隣接については、隣接土地所有者が当該土地の隣地において岩石の採取が行われることについて同意をしていることを示す書面の有無を丸等で囲むこと。
- 12 土地に設定されている権利等の欄については、その土地に設定されている権利について記載すること。複数設定されている場合については、すべて記載することとする。なお、この欄については、採石場の区域に存する土地のみで、隣接する土地については記載しなくてもよい。
- 13 登記事項証明書の確認の欄については、その土地の所有者、権利等が登記事項証明書に登記されているかどうかについて記載すること。なお、この欄については、採石場の区域に存する土地のみで、隣接する土地については記載しなくてもよい。
- 14 合計の欄については、採石場の区域内に存する土地の実測面積の合計を記載すること。

15 この様式には要綱第9条第2項の表の1の(12)から(16)の書類を添付することとし、それぞれの書類を作成するに当たっての注意事項は、「規則様式第1号の（記載に当たっての注意事項）18(17)から(22)」によること。

16 採石場で採取を行うことについて申請者が権原を有することを確認しなければ認可はできない。添付された登記事項証明書におけるその土地の所有名義人と同意した者が異なる場合、申請者が権原を有していることを確認するため、下表の書類を添付すること。

登記事項証明書における所有名義人と同意した者が異なる場合の添付資料

相続後の所有の状況等	登記事項証明書に代えて確認する書類
1 単独で相続している場合（単独所有）	
(1) 所有名義人（被相続人）の相続人が同意を行った者一人であるとき。	<input type="radio"/> 被相続人の除籍謄本 <input type="radio"/> 同意をした者の戸籍謄本
(2) 複数の相続人が有ったが、次の方法により同意をした者が当該土地を単独で相続したとき。	<input type="radio"/> ①遺言 <input type="radio"/> ②相続協議 <input type="radio"/> ③他の相続人の相続放棄
	<input type="radio"/> ○遺言の写し <input type="radio"/> ○相続協議書の写し <input type="radio"/> ○家庭裁判所への相続放棄の申述書の写し及び家庭裁判所が当該申述書を受理したことが確認できる書類
2 複数の者で相続している場合（共有）（全ての相続人について同意が必要）	
複数の相続人が有り、1に該当しないとき。	<input type="radio"/> ○被相続人の除籍謄本 <input type="radio"/> ○同意をした者の戸籍謄本 <input type="radio"/> ○被相続人の相続関係を示す書類 <input type="radio"/> ①遺言の写し <input type="radio"/> ②相続協議書の写し <input type="radio"/> ③家庭裁判所への相続放棄の申述書の写し及び家庭裁判所が当該申述書を受理したことが確認できる書類
3 同意をした者が単独で土地を所有していると主張するが、1の書類で確認できないとき。	<input type="radio"/> ○被相続人の戸籍謄本 <input type="radio"/> ○同意をした者の戸籍謄本 <input type="radio"/> ○被相続人の相続関係を示す書類 <input type="radio"/> ①被相続人の土地に地主として登記されている旨の証明書 <input type="radio"/> ②同意をした者の戸籍謄本 <input type="radio"/> ③同意を持った意をつける書類

備考 1 ○印は添付が必須であり、丸数字については何れかの添付となる。
2 除籍謄本 戸籍謄本については、所有名義人と同意した者の氏名及び続柄が明らかであればよく、その他個人情報については、黒塗りし、削除すること。

17 添付図面にはすべて凡例を付すこと。

18 添付書面にはすべてインデックスを付すこと。

19 該当しない項目には斜線を引き削除すること。

番号	関係法令	適用の有無	必要な許認可等の内容	処分の内容または処分を受ける見込み等	所管課(関係課)	許認可日申請日	許認可期間
1	自然公園法	有・無					
2	農地法	有・無					
3	森林法	有・無	第〇条に基づく林地開発行為の許可	手続中	森林保全課	H21.3.1	H21.3.1～H22.2.28
4	河川法	有・無	第〇条に基づく占用の許可	許可済	河川課	H21.3.1	
5	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	有・無					
6	地すべり等防止法	有・無					
7	鳥取県砂防指定地管理条例	有・無					
8	道路法	有・無	第〇条に基づく占用の許可	許可済	道路課	H21.3.1	H22.2.28
9	公有水面埋立法	有・無					
10	文化財保護法	有・無					
11	国有財産法	有・無	第〇条に基づく用途廃止の手続	手続中	鳥取市道路管理課	H21.3.1	
12	大気汚染防止法	有・無	第〇条に基づく一般粉じん発生施設の設置等の届出	届出済	環境・循環推進課	H21.3.1	
13	水質汚濁防止法	有・無	第〇条に基づく特定施設の設置の届出	届出済	鳥取市環境政策課	H21.3.1	
14	騒音規制法	有・無					
15	土壤汚染対策法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	有・無	第〇条に基づく一定の規模以下の土地の形質の変更の届出 発生する脱水ケーキが産業廃棄物でないことの確認	届出済	鳥取市環境政策課	H21.3.1	
16		有・無					
17	鳥取県景観形成条例	有・無	第〇条に基づく大規模開発行為の届出	届出済	景観まちづくり課	H21.3.1	
18	鳥取県開発事業指導要綱	有・無	要綱〇条に基づく知事の同意	同意	景観まちづくり課	H21.3.1	

(記載に当たっての注意事項)

- 1 この様式には、岩石採取に伴い他法令の許認可等が必要な場合に記載すること。
- 2 関係法令の欄については、記載されている法令の外に適用される法令がある場合は適宜追記すること。
- 3 適用の有無の欄については、2に記載されている法令が適用されるか否かについて、該当するものを丸等で囲むこと。
- 4 必要な許認可等の内容の欄については、2の法令において必要となる許可、認可の内容を記載すること。また、その根拠となる条文についても記載すること。
- 5 処分の内容又は処分を受ける見込み等の欄については、その法令における処分の内容又は手続中である場合はその旨を記載すること。
- 6 所管課（関係課）の欄については、該当する法令を所管している課名又は受付窓口となっている地方機関名等を記載すること。
- 7 許認可日又は申請日の欄については、許認可の処分を受けている場合はその処分を受けた日付を、手続中である場合はその許認可等の申請を行った日付を記載すること。
- 8 許認可期間の欄については、許認可の処分を受けている場合にその期限を記載すること。
- 9 この様式には要綱第9条第2項の表の1の(18)の書類を添付することとし、それぞれの書類を作成するに当たっての注意事項は「規則様式第1号の（記載に当たっての注意事項）18(23)」による。
なお、他法令の許可が必要である場合において、当該許可を受けることができないとき又は受ける見込みがない場合は採取計画は不認可となるので留意すること。
- 10 添付書類にはすべてインデックス（見出し）を付すこと。

規則様式第6号（第9条関係）

採石施工作計画

(記入例)

工 程	表 土 等 除 去 剥 削	破 碎 及 び 選 别	跡 地 整 理
工 期	平成21年6月～平成21年8月 平成21年8月～平成24年3月	平成21年8月～平成24年5月 平成21年10月～平成24年5月	平成21年10月～平成24年5月 平成21年10月～平成24年5月
掘削する土地の面積及び数量	70,000 m ² 100,000 m ³	60,000 m ² 400,000 m ³	
掘削勾配 (平均掘削勾配)	35 度 (35 度)	60 度 (55 度)	
確保すべき保全距離	① 辺辺 30 m ② 辺辺 35 m ④ 辺 30 m	⑤ 辺 30 m ⑥ 辺 35 m ⑧ 辺 40 m	
設備その他の施設	採石場への進入防止柵 採石場 洗車場 排水路 沈砂池 丁張り	採石場への進入防止柵 採石場 洗車場 排水路 沈砂池 丁張り	破碎・洗浄プラント 洗車場 排水路 沈砂池・沈殿池
使用する機械	名称 能力 台数	別紙参照 別紙参照 別紙参照	別紙参照 別紙参照 別紙参照
	名称 能力 台数		

使 用 機 械 一覽						備 考
	名 称	規 格・出 力	能 力	台 数		
表土除去	バックホウ	0.7 m ³		1 台		
	バックホウ	1.2 m ³		1 台		
	ホイルローダ	3 m ³		1 台		
掘 削	バックホウ	0.7 m ³		1 台		
	バックホウ	1.2 m ³		2 台		
	ホイルローダ	3 m ³		1 台		
削岩機				2 台		
	大型ブレーカ	0.7 m ³ 級		1 台		
	リッパード付ブルドーザ	21 t 級	300t/h	1 台		
選別及び洗浄	クラッシャー設備			1 基		
	第1プラントスクリーン		100t/h	1 基		
	第2プラントスクリーン		50~70t/h	1 基		
製砂設備			100t/h	1 基		
	移動式スクリーン	W 5m × L 5m × H 3m		1 基		
跡地整理	バックホウ	0.7 m ³		1 台		
	バックホウ	1.2 m ³		1 台		
	ブルドーザ	21 t 級		1 台		

表 程 工 画 計 石 採

(記載に当たっての注意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 各工程ごとに各項目に対応した計画等を別途作成し、当該計画等で工程ごとに遵守すべき具体的な基準を示すこと。
- 3 「表土等除去」は、表土、風化物、樹木等表土に附隨して除去が必要なものを除去する工程とすること。
- 4 工期については、それぞれの工程ごとに、採石計画の認可申請において合理的に必要である期間とし、月単位で記載すること。
- 5 削削する土地の面積及び数量については、削削する土地についての面積又は数量を平方メートル単位又は立方メートル単位で記載すること。また、数量については、月々の採取量の累積について（その2）採取計画工程表を作成し、計画と実績を対比できるようすること。（その2）採取計画工程表については、それぞれの項目の下段に計画工程を記載すること。
- 6 削削勾配及び確保すべき保全距離については、削削作業計画から転記したものとすること。
- 7 設備その他の施設については、採石場への進入を防ぐための防護柵等それぞれの工程ごとに使用するものを記載すること。
- 8 使用する機械については、それぞれの工程ごとに使用する機械の名称、種類、能力及び台数を記載すること。書ききれない場合には、別紙を用いてもよい。
- 9 （その2）採取計画工程表については、採取期間、記入項目等に応じて、適宜修正して記入すること。
- 10 この様式に添付する書類は要綱第9条第2項によるものとし、以下の要領にて作成すること。
 - (1) 採石場及びその周辺の計画見取図については、縮尺を1/1,000から1/5,000程度とし、採石場からおよそ周辺300mの範囲内のものとし、次の事項を記載すること。縮尺については、採石場の規模等を勘案し、各総合事務所等と協議すること。
 - ① 当該認可申請を行おうとしている採石場の区域を赤線で囲み、周辺の山林、主要な道路（国道、県道）、学校、家屋、農地、水路等をそれぞれ明記すること。
 - ② 認可申請を行おうとしている計画の切羽の位置及びプラントの位置を明記すること。
 - ③ 認可申請を行おうとしている計画の廃土・廃石場、製品堆積場の位置を明記すること。
 - ④ 発破作業における見張員の配置場所計画、交通整理員等の配置場所計画を明記すること。
 - ⑤ 標識の設置位置を明記すること。

なお、削削が段階をおって行われ、①から⑤の計画についても段階的に変更される場合は、その段階ごとのものを作成すること。段階ごとの図面は原則として別葉とするが、1枚に記載しようとするときは段階別に色分けをし、段階が判別できるようにすること。

(2) 採石場の区域の実測平面図に採取計画を記載したものについては、縮尺を1/1,000程度とし、次の事項を記載すること。縮尺については、採石場の規模等を勘案し、各総合事務所等と協議すること。

- ① 採石場の区域を赤色で囲み、掘削区域を赤色破線で囲むこと。
- ② 平面図には縦断、横断の方向及び測点の位置を明記すること。
- ③ 平面図には採石場の区域の境界杭の設置位置を明記すること。
- ④ 平面図には計画の採石場内の破碎・選別、洗浄、騒音防止のための施設、火薬の保管場所、火工所、残土堆積場、製品の堆積場、沈砂池、沈殿池、汚泥処理施設、排水路、防護柵等の各施設を明記すること。
- ⑤ 平面図には計画している作業道、公道までの搬出経路についても明記すること。
- ⑥ 平面図には以下により着色すること。

ア 保全区域	・	・	・	緑色
イ 法面（採取完了後法面となる箇所）	・	・	・	黄緑色
ウ 平地（採取完了後平地となる箇所）	・	・	・	黄色
エ 水路、沈砂池等排水施設	・	・	・	水色
オ 破碎・選別施設	・	・	・	茶色
カ 事務所、防護柵、その他の施設	・	・	・	茶色
キ 作業道、運搬・搬出経路	・	・	・	橙色

なお、掘削が段階をおって行われ、①から⑥の計画についても段階的に変更される場合は、その段階ごとのものを作成すること。段階ごとの図面は原則として別葉とするが、1枚に記載しようとするときは段階別に色分けをし、段階が判別できるようにすること。

(3) 採石場に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該土地の計画地盤面を記載したものについては、規則様式第1号の（記載に当たっての注意事項）18(11)によるものとする。ただし、規則様式第1号に添付している場合は添付しなくてもよい。

なお、掘削が段階をおって行われ、規則様式第1号の（記載に当たっての注意事項）18(11)①から③の計画についても段階的に変更される場合は、その段階ごとのものを作成すること。段階ごとの図面は原則として別葉とするが、1枚に記載しようとするときは段階別に色分けをし、段階が判別できるようにすること。

(4) 採石場の区域の標準断面図に採取計画を記載したものについては、縮尺1/100程度とし、当該申請を行おうとする断面の模式的なものとする。標準断面図には次の事項を記載すること。縮尺については、採石場の規模等を勘案し、各総合事務所等と協議すること。

- ① 使用する断面は標準的な断面とし、当該認可申請を行う採取区域を旗揚げし、掘削範囲を赤色着色すること。
- ② 岩石の賦存の状況、保全距離、表土除去の距離、法面勾配、平均法面勾配、小段幅、小段高さを明記すること。
- ③ なお、最終計画がある場合はその計画を破線で明記すること。
- ④ 事前に行った調査により把握している表土の位置を二点破線で明記すること。
- ⑤ 事前に行った調査により、地下水位等が確認されている場合は、その水位を示す線を一点破線で明記すること。

なお、掘削が段階をおって行われ、①から⑤の計画についても段階的に変更される場合は、その段階ごとのものを作成すること。段階ごとの図面は原則として別葉とするが、1枚に記載しようとするときは段階別に色分けをし、段階が判別できるようにすること。

(5) プラント工程図については、碎石プラントを使用する場合に、そのプラントの流れを示したものとすること。

11 添付図面にはすべて凡例を付すこと。

12 添付書類にはすべてインデックス（見出し）を付すこと。

規則様式第7号(第9条関係)

(記入例)

掘削作業計画

その1

処理、管理、防止等の方法					
露天採掘(碎石用原石)					・坑内採掘
岩種	安山岩	数量	500,000 m ³	用途	工業原料用原石・風化岩石
岩種	風化岩(表土)	数量	20,000 m ³	用途	生コン用骨材、路盤材
岩種		数量		用途	盛土用材
岩石の種類の確認の方法	試掘・溝切り	その他	(既に採取を行っている切り羽により確認)		
岩石の賦存の状況	地形・地質	当該地域は新第三系の安山岩が塊状に分布し、その上に第四系の火山灰が層厚2~3mで堆積している。			
岩石の賦存の状況	走向・傾斜	別添図面のとおり	賦存量	別添図面のとおり	断面図(別添図面のとおり)
岩石の賦存の状況確認の方法	試掘・溝切り	その他	(既に採取を行っている切り羽により確認)		
森林法の開発行為許可	必要(許可済)	年月日から年月日まで	申請中	平成21年6月1日頃許可見込み)	不要
進入防止措置	柵・境界表示板	危険区域表示板	その他()
周辺土地の利用状況	鉄道:一m	道路:30m	河川:30m	公園:一m	墓地:50m
	学校:800m	病院:一m	集落:600m	その他()	m
隣接地との間の保全距離	要否の別	必要・不要(範囲)	理由)
利用状況	道路、河川、鉄道等公共施設(①、②辺)・その他(⑤、⑥、⑦、⑧辺)	③、④辺	家屋等(③、④辺)・森林開発許可が必要な区域(辺)		
保全距離	①④⑤⑥辺 50m	②③⑦辺 55m	⑧辺 30m		
掘削方法	露天採掘(階段採掘)	(オーブンシユート式)	坑内採掘	採掘手段	手掘・機械掘
掘削時の土砂崩れの防止措置等	表土等除去	35度	(表土等に含まれるもの:土砂・砂・草・その他())		
	岩石の種類等:安山岩		掘削時	60度(掘削後の平均勾配55度)	
勾配の確認	丁張り	その他()	掘削時	度(掘削後の平均勾配)	
その他の措置	金網・土壌	しがらによる筋工)
落石等防止の措置	金網・土壌	・石垣・コンクリートによる壁	その他()		

処理、管理、防止等の方法					
表土除去の幅	②③④⑤⑥辺 10m	・	⑦⑧辺 15m	・	辺 m
最終高低差	150 m	m	除外用の小段 幅	10 m	高低差 100 m毎、 m ~ m
掘削時的小段幅	2 m	高低差	20 m毎、 m毎、	5 m	~ 15 m
作業平地	15 m以上を確保する	高差	m	m	
騒音等発生防止措置	防音壁 壁	・	防音壁 壁	・	周辺施設の被覆 ・ 小割機の使用 ・ 防音壁等の遮蔽物の設置 ・ 周辺施設の被覆 ・ 小割機の使用 ・ 飛石の防止のため発破時のシート被覆、防塵のための防塵カバーと散水設備)
火薬の使用	防音の機器の使用 集塵機の使用	・	その他 (年間予定使用量 爆薬 17,000 kg、電気雷管 7,000 個 (本))	・	無
火薬の使用	火薬の有無 (認可期間)	有 種類 : アンボ	年間予定使用量 爆薬 17,000 kg、種類 : 量 : 25,000 kg、種類 : 量 : kg	量 : 量 : kg	量 : 量 : kg
火薬の使用	使用火薬の種類等 (認可期間)	種類 : ダイマイト (3 号炮) 種類 : アンボ	60,000 kg、種類 : 量 : 25,000 kg、種類 : 量 : kg	量 : 量 : kg	量 : 量 : kg
火薬の使用	使用の周知方法	サイレン ・ その他 ()	周知の時期 : 発破作業前 10、5、1 分及び 10 秒前		
火薬の使用	火薬の使用期間等	平成 21 年 8 月 1 日から平成 24 年 3 月 1 日まで使用予定 (午前 9 時から午後 4 時まで (平日のみ使用・休日も使用))			
火薬の使用	火薬の使用方法	削岩機によるベンチカット発破とし、発破の際は飛石に留意し削孔方向、岩盤の亀裂および装薬量を決定する。 (詳細は発破規格図のとおり)			
進入防止措置	見張人の配置 その他 ()	見張人の配置 危険区域警戒標識の設置			
場内運搬用機械	名 称	規格・出力	能 力	台 数	備 考
D55トーザ・ショベル	ダンプトラック 10 t 15PS バケット	1.4m ³	60m ³ /h	2 台 1 台	

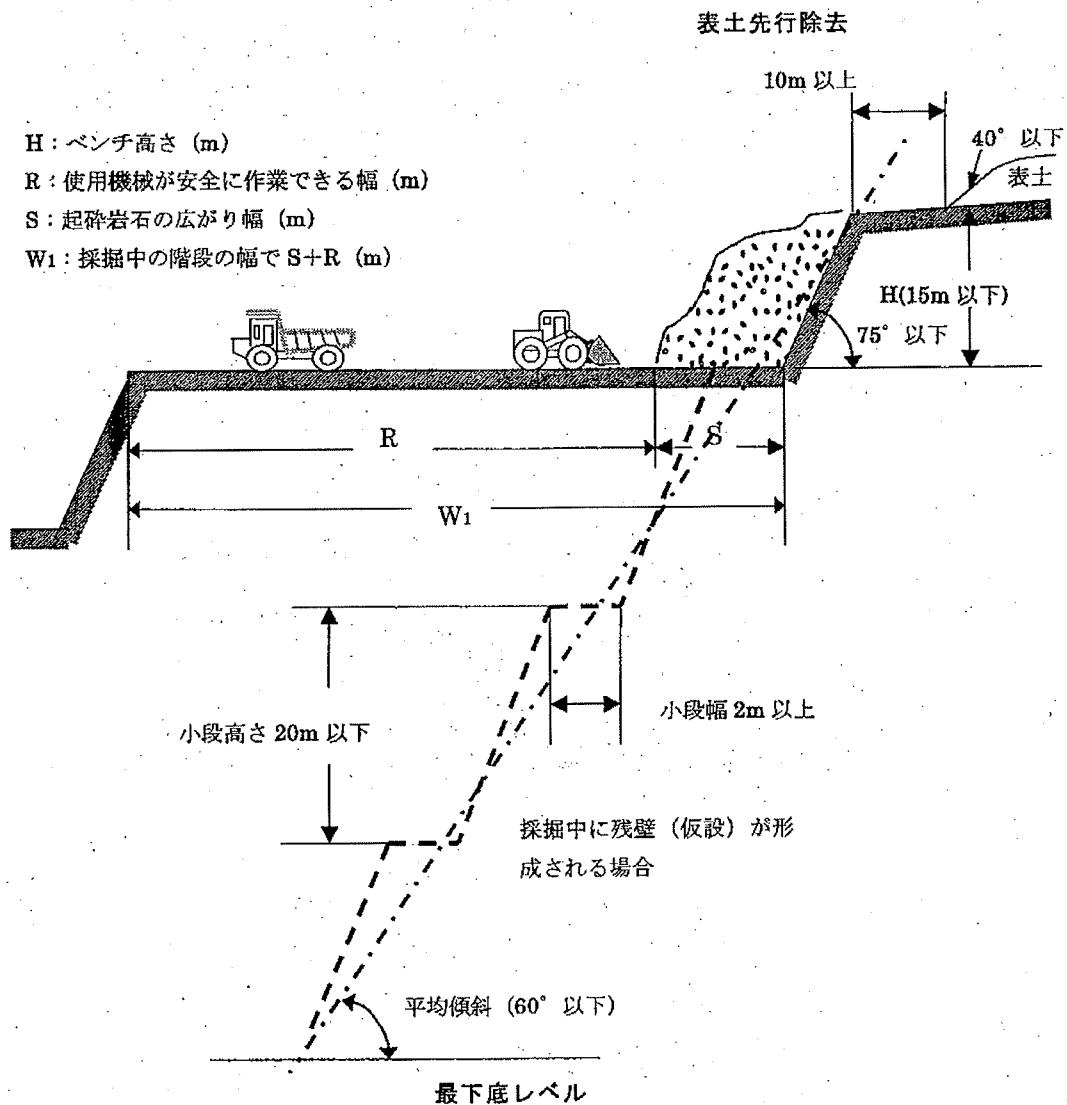
処理、管理、防護等の方法					
破砕及び選別の施設	破碎及び選別の方法	乾式・湿式	・	・	設置場所 別添のとおり。
破砕施設の有無	(規模・能力 ジョー・クラッシャー	100～300t/h)	・ 無	設置場所 別添のとおり。
選別施設の有無	(規模・能力 リフリフロー・スクリーン	50～100t/h)	・ 無	設置場所 別添のとおり。
破碎及び選別のための施設の稼働時間	午前9時0分から午後5時0分まで(平日) 午前9時0分から午後1時0分まで(休日)				
防音措置	防音装置の付いた機器の使用	・ 遮蔽物の設置	・ その他()		
防振措置	防振装置の付いた機器の使用	・ 防振装置の設置	・ その他()		
防塵措置	防塵装置の付いた機器の使用	・ 集塵機の設置	・ その他()		
製品の堆積	堆積場所 別添図(図面番号○番)のとおり	堆積の状況: 勾配45°以下 高さ5m以下で積み上げ			
安全確保の措置	かん止堤の設置	・ よう壁の設置	・ その他()		
業務管理者の管理監督	管理事務所 名称 東町事務所 業務管理者 氏名 鳥取 太郎	所在地 鳥取市東町一丁目220番地 連絡先 鳥取市東町一丁目221番地	電話0857-26-7378 電話0857-26-7378		
採石作業時間	午前8時30分から午後5時00分まで(平日) 午前8時30分から午後2時00分まで(休日)				
業務管理者の現場監督	1週間につき平均5日、1日ににつき平均7時間				
監督上特に留意する事項					
1 毎日の始業前(朝礼時)に、当日の作業計画を説明し、災害防止の周知徹底を図る。 2 現場を見回り認可計画に従って、採石及び災害の防止の為の措置が行われているか確認する。 3 1日当たりの作業量に従って採石が進んでいるか監督する。 4 帳簿その他日誌の記載及び報告について監督する。 5 作業実施前及び終了時には現場の安全を確認し危険防止及び立入禁止の柵などを設ける。 6 採石業從事者に災害防止のための研修会を開催する。					

(記載に当たっての注意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 岩石の種類等については、岩石の用途に合わせた原石の種類から該当するものを丸等で囲むこと。
- 3 岩石の種類の確認については、種類を把握するために行った調査の種類を丸等で囲むこと。なお、既に認可を受けて採石を行っている場合において、岩石の種類をその断面から判断したときはその他としてその旨を記載すること。
- 4 岩石の賦存の状況については、事前に行った調査の結果を元に記載し、岩石採取区域及びその周辺の地形・地質状況、目的岩石の賦存状況（走向、傾斜、厚さ、賦存量、表土の状況）を記載すること。
- 5 岩石の賦存の状況確認については、賦存の状況を把握するために行った調査の種類を丸等で囲むこと。なお、既に認可を受けて採石を行っている場合において、岩石の賦存の状況をその断面から判断したときはその他としてその旨を記載すること。また、他の岩石の賦存の状況としてはボーリング、弾性波探査、電気探査等により調査を行うことも可とする。これらの調査を行った場合についてもその他としてその旨を記載すること。
- 6 森林法の開発行為許可については、その要否の別を丸等で囲むこと。また、必要な場合には許可済又は申請中の別を丸等で囲み、許可済の場合は許可された期間を、申請中の場合は許可見込み日を記載すること。許可見込み日については、担当者からの聞き取り結果でよい。
- 7 進入防止方法については、第三者が当該採石場に立ち入らないようにするための措置について、該当する項目を丸等で囲むこと。措置が複数ある場合は、すべてについて丸等で囲むこと。
- 8 周辺土地の利用状況については、記入欄に示す施設、敷地又は用地から採石場の区域端までの最短距離を記載すること。ただし、施設等から1km以上離れており、影響がない場合は、”ー”としてよい。
- 9 隣接地との間の保全距離については、要否の別を丸等で囲み、不要である場合はその箇所及び不要な理由を記載すること。隣接地の利用状況については、該当する欄に辺の番号等を記載すること。また、それぞれの辺について確保している保全距離を記載すること。
なお、保全区域とは掘削区域と隣接地との境界の表土を除去しない（掘削しない）区域のことをいい、この区域の距離は隣接地の利用状況により、規則第9条第10項の表に定められた距離以上確保すること。
- 10 掘削方法については、露天掘り・坑内掘りの別を丸等で囲むこと。露天掘りの場合は階段採掘又は階段採掘（オープンシート式）の別を丸等で囲むこと。なお、露天掘りの場合において階段採掘以外の採取方法は認めない。また、採掘手段については、手掘

- ・機械掘の別を丸等で囲むこと。なお、碎石用原石の採取における階段採掘の概念を図1に示す。

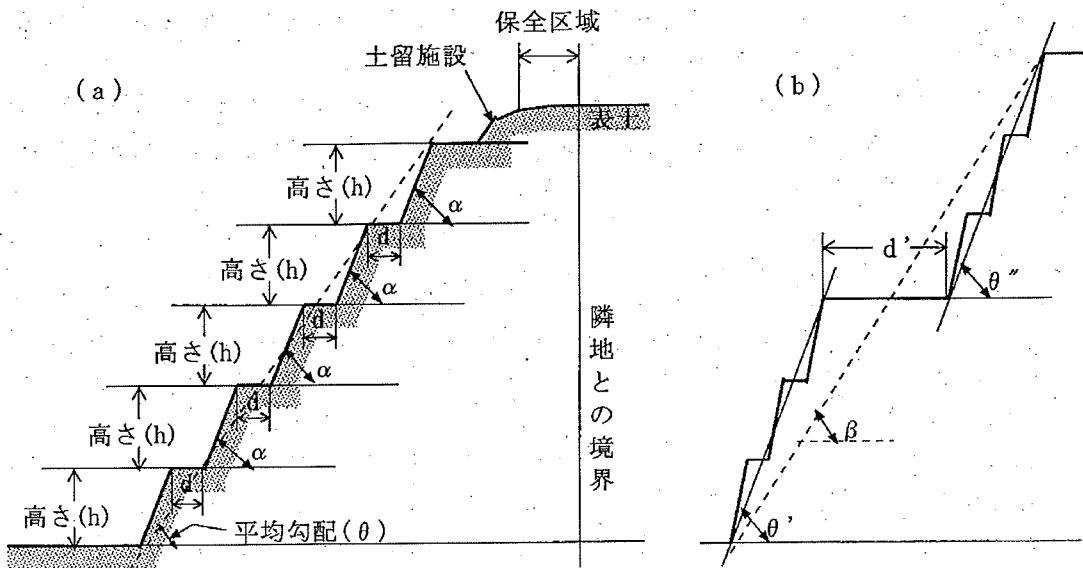
図 1



- 11 掘削用機械については、機械掘を行う場合に記載することとし、掘削に用いる機械の名称、規格・出力、能力、台数を記載すること。記載欄は適宜増減して良いが、書ききれない場合は別紙を用いてもよい。
- 12 掘削時の土砂崩れの防止措置等について、掘削勾配は表土箇所、岩石の種類の別にその掘削勾配及び平均勾配を記載すること。岩石の種類に応じた掘削勾配は規則第9条第11項の表に定められた角度以下であること。また、表土除去時に表土に含まれるものを作等で囲むこと。また、掘削勾配を確認する方法については、丁張りの設置を原則とするが、その他適当なものがある場合はその他の欄に具体的に記載すること。

なお、各小段の掘削勾配及び平均掘削勾配の概念について図2に示す。

図 2



平均勾配は、切羽の最頂部（表土除去をした小段を除く）の切肩と最下底部の法尻を結ぶ直線が下底面となす角であり、図2（a）の θ である。なお、最終高低差が50メートルを超える場合に除外用の小段（図2（b）で示す d' ）を設ける場合は、平均勾配は β ではなく θ' 、 θ'' であるので留意すること。

13 落石等防止の措置については、起碎岩石、表土等が隣地に崩落する恐れがある場合等、必要な措置を講じる場合に該当する事項を丸等で囲むこと。

14 表土除去の幅については、該当する辺ごとに表土除去の幅を記載すること。表土除去の幅は、採掘箇所から10メートル以上（水平距離）とするが、地形及び土質等を十分に考慮して拡張すること。

15 最終高低差については、最終掘削面の最も低い場所と最も高い場所の高低差を記載すること。また、最終高低差が規則第9条第13項で定める高さ以上の高さとなる場合は、除外用の小段の幅（10メートル以上）を記載すること。なお、除外用の小段を設ける高さについても記載すること。この時の高さは切り始めの位置からの高さとし、表土除去を行った際に発生した法面も含めること。

16 掘削時的小段については、最終高低差が規則第9条第15項で定める高低差を超えるときに設ける小段の幅（2メートル以上）を記載すること。なお、小段を設ける高さについても記載すること。

17 作業平地については、平地の幅は掘削作業に用いる機械又は設備が安全に使用できる幅以上とすること。また、作業平地を設ける高さについても記載すること。

18 騒音等発生防止措置については、騒音、振動、粉塵、飛石防止のためにとる措置について、該当する項目を丸等で囲うこととし、その他に設備がある場合は具体的に記載すること。

19 火薬の使用については、その有無を丸等で囲み、使用する場合は当該認可申請期間内

で使用する予定量を記載すること。火薬を使用する際の周囲への周知方法は、サイレンで行うことを基本とするが、その他適当なものがある場合はその他の欄に具体的に記載し、周知を行う時期についても記載すること。

進入防止の方法については、発破中に第三者及び作業員が発破による影響範囲に進入しないよう防止するための措置の該当する項目を丸等で囲むこと。

火薬の使用法について、その方法を図面（発破規格図）で示す場合は、別添図のとおりとしてもよい。ただし、図面には削孔径、削孔深、削孔角度及び装薬量を記載したものであること。

20 場内運搬用機械については、採石場内における原石、製品、廃土又は廃石の運搬に使用する機械の名称、形式、能力及び台数を記載すること。

21 破碎・選別のための設備については、破碎及び選別のための方法及び施設の有無を丸等で囲み、施設が有る場合は、その施設の名称、規模及び能力を記載すること。併せて、破碎及び選別施設の稼働時間を平日、休日の別に記載すること。

また、破碎・選別のための施設において、防音、防振、防塵のための措置について該当する項目を丸等で囲むこと。

22 製品の堆積について、見取図等に堆積場の位置・方法を記載している場合は「別添図のとおり」としてもよい。堆積した製品が崩壊しないよう安全を確保するための措置を丸等で囲むこと。

23 業務管理者の管理監督について、業務管理者の氏名、緊急の場合の連絡先を記載するとともに、業務管理者が管理監督を行うために主に従事する事務所の名称、所在地、連絡先、岩石採取を行う作業時間及び業務管理者の現場監督日数及び時間を記載すること。また、当該採取場における監督上特に留意する事項を記載するものとするが、業務管理者が2名以上配置される場合は、業務管理者同士の連絡調整についても記載すること。

なお、業務管理者の職務は省令第8条の6により定められており、業務管理者はその職務を遂行しなければならない。

【採石法施行規則第8条の6】

法第32条の12第1項の経済産業省令で定める業務管理者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 採石計画の作成及び変更に参画すること。
- 二 岩石採取場において、認可採取計画に従って岩石の採取及び災害の防止が行われるよう監督すること。
- 三 岩石の採取に従事する者に対する岩石採取に伴う災害の防止に関する教育の計画の立案若しくは実施又はその監督を行うこと。
- 四 法第34条の2の帳簿の記載および法第42条の報告について監督すること。
- 五 岩石の採取に伴う災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講ずること。

24 この様式に添付する書類は、要綱第9条第2項によるものとし、以下の要領にて作成すること。

- (1) 岩石の賦存状況を示す書類については、事前にボーリング調査等を行った場合において、その柱状図等賦存の状況が確認できる書類を添付すること。

- (2) 切土、盛土及び埋戻しの土量計算書については、平均断面法により求めること。
 - (3) 落石等防止の措置において、金網、土堤、石垣及びコンクリート擁壁等を設置する場合は、それらの規模、材質等その構造を示すこと。構造図を別葉で添付する場合は、参照する図面を「図面番号〇参照」と記載すること。
 - (4) 落石等防止の措置において、金網、土堤、石垣及びコンクリート擁壁等を設置する場合は、それらの構造物が安定している構造物であることを証明する計算書を添付すること。
 - (5) 採石場内に、作業ヤード等の盛土を行う場合は、その盛土が安定していることを示す計算書を添付すること。
 - (6) 隣接地の利用状況及び採石場と隣接地との関係が分かる図面については、隣接地の利用状況に応じて辺が特定できるように各辺を記号等を用いて示すこと。
 - (7) 業務管理者試験の合格証等の写しは、業務管理者の管理監督計画に記載した業務管理者の合格証の写しのみでよい。
 - (8) 災害発生時の連絡系統図については、事務所の代表者、業務管理者及び各作業工程における責任者間の連絡体制及び緊急時の連絡先（休日、祝日及び夜間でも連絡が取れるもの）を記載すること。
- 25 添付図面にはすべて凡例を付すこと。
- 26 添付書類にはすべてインデックス（見出し）を付すこと。
- 27 該当しない項目については斜線により削除すること。